

#### 配分対象

以下の通り、法人が定めた定義に基づき支給する

A グループ：経験、技能のある介護職員

- ① 介護福祉士であること
- ② 介護歴10年以上または、それらと同等と法人が認めるもの
- ③ 風乃里水戸田で5年以上勤務していること

B グループ：A以外の介護職員

正社員、もしくは社会保険に加入しているパート職員

C グループ：その他の職員

\* 特定処遇改善加算として、3月に一時金として支給する。

#### 介護職員等特定処遇改善加算の算定要件

1) 現行の処遇改善加算を算定

2) 賃金以外の具体的取り組みについて

- ① 資質の向上
  - ・働きながら資格取得を目指す者に対する研修受講支援や中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等
- ② 労働環境・処遇の改善
  - ・有給休暇が取得しやすい環境の整備
  - ・短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施
  - ・タブレット端末やセンサー等の導入による業務量の縮減
  - ・業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減
- ③ その他
  - ・利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念を定期的に学ぶ機会の提供
  - ・職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度などの整備